

知的財産政策に関する意見

わが国には、従来より、大企業にはない優れた技術を持つ中小企業が多く存在する。サプライチェーンを通じて品質の高い部材や部品を供給することで、産業全体の競争力を根底から支える企業や、オンリーワンの技術を生かして高い世界シェアを有する企業、さらには、AI・IoTなど最先端のIT分野では、独自の技術により大企業と提携するベンチャー・中小企業の事例も増えている。このような中小企業を擁する国家は世界的にも類を見ず、中小企業は様々なビジネス形態の中で、自らの成長とともに、日本経済全体の発展に貢献し、わが国の大きな強みとなっている。

こうした中小企業にとって知的財産（知財）は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。したがって、特許等の知財が人材・研究開発投資の成果として十分に尊重され、適切に評価されることによって、企業が相応のインセンティブを得ることができるのであれば、特許料や弁理士費用等を考慮しても、企業は積極的に特許等を取得しようとするはずである。

しかし現実には、世界全体の特許出願件数がここ10年間で約170%と高い伸び率を示している中、わが国における特許出願件数は、10年前と比べ約▲20%と漸減傾向にある。¹米国や中国に目を向けてみても、両国の特許出願は増え続け、全特許出願数に占める中小企業等の出願割合は、日本が15%であるのに対し、米国は26%（日本の約1.7倍）、中国は70%超（日本の約4.6倍）となっている。²また、研究開発費においても米国や中国は日本をはるかに上回り、論文の被引用件数も約10年で大きく水をあけられている。³さらに、こうした動きに拍車をかけるように、中国では「中国製造2025」を目標に掲げ、特許出願や知財金融を国家として強力に推奨している。

このような状況を看過すれば、わが国企業の技術力や競争力は国際的に取り残されてしまいかねない。こうした状況に危機感を持つとともに、わが国が直面する課題は中小企業に最も顕著に現れ、その課題解決こそがわが国全体の技術力や競争力の底上げにつながるため、これまでの制度設計を見直す必要がある。したがって、中小企業に一段と焦点を当てた新たな制度設計について、早急に検討を行うことが必要である。その一例として、中小企業が今後も知財を活用し、活発なイノベーションにより優れた技術を生み出せるように、知財の価値を適切に評価するための仕組みを早急に再構築することが求められる。そのためには、中小企業の技術を、特許としてエンフォースメント（裁判等）を含めて保護することが不可欠である。

¹ 特許行政年次報告書 2018年版

² 第11回知的財産分科会（2018年6月）資料1

³ 科学技術指標 2018

また、わが国の重要課題の一つである地方創生を加速させるためには、地域中小企業の競争力を強化することが最も効果的である。そのためには、中小企業がコンテンツを含めた地域資源の活用や人材育成、国際市場への展開等に積極的に取り組むことができる環境を、わが国として整備することが不可欠である。あわせて、中小企業が知財を経営に活用し、自らの競争力を高めていく意識を醸成することも重要である。

これらの基本的な考え方のもと、政府におかれては、知的財産推進計画2019に、以下の施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、地域や中小企業の知財の創造・活用に向けて自ら行動するとともに、政府、関係先に最大限の協力を行う所存である。

記

I. 知財紛争処理システムの改革を

特許権侵害は、他の権利侵害と比較して、第一に、特許権は公開されているため、侵害が容易であること、第二に、特許侵害の証拠を持っているのは侵害者側であるため、原告による立証が容易ではないこと、第三に、特許権侵害には刑事罰規定が存在するものの、特許権が無効になる可能性や侵害有無の判断の困難さから、実際に刑事事件として起訴されたことがなく、侵害を抑止しにくいといった特殊性が挙げられる。

特許権侵害にこのような特殊性がある中、中小企業が今後も活発なイノベーションにより優れた技術を生み出すためには、中小企業の技術を、特許としてエンフォースメント（裁判等）を含めて保護することが不可欠である。しかしながら、中小企業は特許侵害を受けた場合に、ビジネスをしっかりと守ることができていない。特に、中小企業が原告となる特許権侵害の訴訟においては、損害賠償額の算定方法や証拠収集手続に課題があり、このままでは、中小企業は労力やコストをかけて技術を開発しても、特許を取得・活用する意欲を大きく削がれてしまい、中小企業のイノベーション創出に影響を及ぼしかねない。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が訴訟において適切に評価されるとともに、知財侵害の際の訴訟提起が容易になることを通じて、透明性と納得感の高い結果が得られることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

1. 悪質な侵害行為の抑止・損害賠償額の適切な水準への引き上げを

中小企業からは、悪質な侵害を行う企業の事例が多数報告されている。例えば、他社特許であることを認識しながら、意図的に当該特許を侵害した模倣品を販売し、特許権者に侵害の事実が発覚した場合には、ライセンス交渉を行えばよいと開き直る企業がいるとの声が聞かれるほか、侵害判明後に、様々な理由を付けてライセンス交渉を引き延ばし、あわよくば特許を侵害したまま逃げ切ろうとする企業もいるとの指摘がある。さらに、中小企業が原告として、最終的に訴訟に踏み切った場合には、侵害企業が資金や人材など、中小企業の経営資源の乏しさを見越して裁判の長期化を図り、中小企業に訴えを取り下げさせようとする事例も聞かれる。

一方で、企業が特許侵害訴訟を実施する際には、弁護士費用のほか、弁理士費用、

訴訟手続費用、証拠収集に係る調査費用など様々な費用負担が求められる。加えて、中小企業では、法務部が設置されていない場合が多く、経営者や営業担当者が訴訟に対応するというケースも見られる。それゆえ、係争中は本来の業務に十分に携わることができず、それによる機会損失も決して小さくない。

さらに、現状では、訴訟に要する費用が、訴訟を通じて得られる損害賠償額を上回る可能性が高いため、特許を侵害された中小企業からは、訴訟提起を見送り、泣き寝入りせざるを得ないとの声が挙がっている。こうした状況では、中小企業は特許権の効果に懐疑的になり、特許を出願する意欲は高まらない。したがって、損害賠償額を適切な水準に引き上げることが求められる。ただし、損害賠償額の引き上げは、その内容によっては、パテントトロール等が訴訟を提起する事態を招くとの指摘もあり、この点に注意する必要がある。

2019年2月に取りまとめられた特許庁の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、特許法第102条各項に基づく損害賠償額の算定方法の見直しとして、同法102条第1項と第3項、第2項と第3項の重畳適用をそれぞれ認めることとしている。また、条文上、増額に働き得ると考えられる考慮要素を概念的に規定することで、裁判所が実施料相当額の認定にあたり、その考慮要素を読み込めるようにするとしており、損害賠償額の適切な水準への引き上げに資する内容となっていることから、前向きに評価できる。

しかしながら、特許を侵害された中小企業の納得感をさらに高めるために、法定損害賠償の導入や、特に、同法第102条第3項の特許実施料相当額については、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るように法定するなど、損害賠償の額を適切な水準に引き上げるための方策について引き続き検討されたい。

さらに、刑事訴追が難しいといった特許権侵害の特殊性から、わが国では悪質な侵害行為を防ぐことができず、中小企業は対応に苦慮している。一方、中国は、米国に倣って懲罰的賠償制度の導入を進めるなど、積極的に権利保護を強化し、悪質な侵害行為に対して断固たる措置を取っている。知財の中でも特許権は技術革新の動機づけとなる重要な権利であることから、こうした制度間競争を看過することは中小企業のイノベーション創出に支障をきたし、わが国の国際競争力の低下につながる事となる。以上を踏まえ、懲罰的賠償制度を導入している諸外国の事例も参考に、極めて悪質な侵害の場合には、例えば侵害者側に侵害行為で得た利益が手元に残らないようにするなど、悪質な侵害を防止するための制度等についても引き続き検討し、早急に対応することを望む。

2. 証拠収集手続の更なる強化を

中小企業からは、侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいという声が挙がっており、そのため実際に、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上⁴を占めている。

2019年2月に取りまとめられた特許庁の報告書「実効的な権利保護に向けた知

⁴ 知財紛争処理タスクフォース「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査結果報告」（2015年4月）

財紛争処理システムの在り方」では、文書提出命令等では収集できない幅広い情報（製造方法、BtoB 製品、ソフトウェア等）を現場で収集できるようにする新たな証拠収集手続（以下、査証）を導入することとしており、中小企業の証拠収集手続の強化に資する内容となっていることから、前向きに評価できる。

しかしながら、その内容は、訴訟提訴前については査証の導入を見合わせ、その法的な位置付けについては既存の文書提出命令等と同様、被疑侵害者が査証の執行を拒否した場合でも真実擬制に留まるものとしている。

中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いの提訴を防ぐためには、訴訟提起を行う前にしっかりと証拠収集をできるようにすることが必要である。したがって、訴訟提起前にも査証を導入することを引き続き検討されたい。さらに、侵害の立証に必要な証拠を被疑侵害者に提出させるためには、査証に一定程度の強制力を持たせることも検討すべきである。加えて、裁判所が能動的に関与することで円滑な証拠収集手続を構築することが重要である。なお、査証の導入にあたり、営業秘密等の保護に配慮する必要があることから、主体となる第三者専門家については、弁護士や弁理士のほか、特許庁の審査官・審判官を活用することも一案と考える。

また、わが国企業の特許を侵害した製品が海外で製造され、わが国へ輸入・販売された場合には、日本の証拠収集制度の効力が及ばないため、こうした侵害に対処するための措置についても、新たに検討するべきである。

3. 中小企業が侵害に対抗するための支援を

- (1) 弁護士費用について、高度に専門的・技術的であることから、債権回収を目的とした一般的な訴訟に比べ、弁護士費用は3.5倍程度⁵かかるとの調査結果が出ている。中小企業が悪質な侵害に関して対応に苦慮している実態を踏まえ、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるように特段の措置をとることで民法の原則の例外とすべきである。
- (2) 知財訴訟における弁護士費用や調査費用、損害賠償請求・差止め請求のための手数料等、費用負担を補償する保険制度や補助金の創設等を検討すべきである。なお、保険制度については、現行の海外知財訴訟費用保険制度を拡充し、権利者として原告となった際にも、あるいは国の内外を問わず、知財訴訟の際にかかる弁護士費用等が一定程度補償されるようにするとともに、中小企業に対して保険料の補助を行うべきである。
- (3) 知財紛争の早期解決において、裁判外紛争手続（ADR）は有効な手段となり得ることから、調停や仲裁といったADRについて、そのメリットを含め中小企業へ分かり易く周知すること。加えて、仲裁などのADRの利用実績を調査分析するとともに、中小企業がADRを活用しやすくなるよう支援を講じるべきである。
- (4) 知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を

⁵ 特許庁「特許権侵害訴訟における訴訟代理人費用等に関する調査研究報告書」（2017年2月）

取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口の特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、特許明細書の記載方法等具体的な指導や予想される侵害・訴訟への対応も含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化するべきである。

- (5) 知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%⁶の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁の審査体制や能力を一層強化し、確実な審査を行うべきである。

4. 知財の不当な吸い上げ、模倣品、海賊版への断固たる取り締まりを

- (1) 2018年10月に公正取引委員会が実施した「優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査」の調査結果を踏まえ、不当な行為を行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
- (2) TPP11、日・EUEPAの発効により、様々な分野において模倣品・海賊版の被害が発生することが懸念される。したがって、模倣品等の取り締まりはもとより、被害を受ける中小企業に対しては、外国における侵害の早期発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉等における在外公館やジェトロの積極的な関与などの支援を強化すること。
- (3) 中小企業が海外での知財訴訟に対応するため、例えば訴訟経験のある弁護士等を備える知財保護組織を設け、中小企業に対して適切なサポートができるようにするなど、海外における知財訴訟に関する支援体制について検討すること。
- (4) 昨今、サイバー手段による知財や技術の窃盗など、国際的なサイバー攻撃・テロに関する脅威が高まっており、わが国を脅かす存在となっている。こうした脅威に対して、政府・民間企業を問わず、わが国全体としてサイバーセキュリティ対策の強化を推進するとともに、被害を防止するための指導や支援等を広く中小企業にも展開すること。

II. 知財金融の活用による知財の事業化の促進を

取得した知財が評価され、知財金融を受けることができれば、知財の事業化が促進される。このため、様々な評価手法を組み合わせ、効果的、相乗的な方策を講じられたい。

1. 様々な評価手法を組み合わせた知財金融の促進を

- (1) 経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を強力に進めること。また、経営デザインシートの活用メリットを含め中小企業に分かり易く周知し、活用を促すこと。

⁶ 知財紛争処理タスクフォース「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査結果報告」（2015年4月）

- (2) 金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」について、平成26年～30年度に活用実績のある金融機関の件数は198件と報告されているものの、知財ビジネス評価書による実際の融資実績は、平成29年度末までの実績では39機関、57件、融資額はそれぞれ数千万円から3億円程度となっている⁷。したがって、実際に融資件数・融資額を増加させるという観点でも、金融機関の更なる理解を深めること。
- (3) 知財の取得状況や知財を活用したビジネス展開、その事業の将来性、あるいは経営者の知財リテラシーといった要素を用いた金融支援を促進し、例えば政府系金融機関による低金利、無担保貸付等の融資制度を創設すること。同時に、知財に関する目利き力の強化に向けて、金融機関に対する人材育成や専門家との連携支援などに取り組むこと。また、融資金額、金利水準、返済期間などの観点から知財金融の実態分析を行うこと。

Ⅲ. 中小企業のイノベーションを促進するための支援体制の強化を

2019年4月施行予定の中小企業の特許料金の一律半減制度は、中小企業のイノベーションを促進するための大変有意義な方策である。一方で、2018年12月に実施した東京商工会議所「中小企業の知的財産についての調査」（製造業）では、約4割の中小企業が知財を経営に活用できておらず、また、約8割の中小企業が特許料金の一律半減制度について知らなかったと回答している。こうした調査結果を踏まえ、今後中小企業が特許を取得・活用し、イノベーションを創出していくためには、本制度を積極的に普及啓発することが極めて重要となる。加えて、中小企業による制度活用をより一層加速させるためには、煩雑な手続きの解消や政府による多面的な後押しが不可欠である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

1. 中小企業の出願をより一層加速させること

- (1) 中小企業の特許料金の一律半減制度について、中小企業の制度活用を促すために、全国津々浦々において本制度はもとより特許取得の経営上のメリットを分かり易く周知啓発する説明会を継続的に開催すること。
- (2) 2019年4月より特許減免申請の際の証明書類が不要となる予定であるが、あわせて審査請求、早期審査等の申請においても、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善（例：該当事項にチェックを入れる方式など）するとともに、申請要件等については宣誓※に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。

※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。但し、虚偽申告（宣誓）の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。

- (3) かんたん願書作成について、特許庁ウェブサイトには手順が記載されているものの、解説ページの構成・階層の複雑さやハイパーリンクの多さなどの理由から、手順

⁷ 第2回検証・評価・企画委員会 産業財産権分野会合（2018年12月）参考3

を理解すること自体、非常に困難となっている。また、「かんたん願書作成」ソフトと「インターネット出願」ソフトが別々の環境で運用されており、インターネット出願に必要な電子証明書の取得については特許庁と別の所管となっていることから、非常に活用しにくいシステムとなっている。2018年電子出願制度に関する調査研究報告書（特許庁）においても、電子証明書やエラーメッセージ関連の改善要望が高くなっている。こうした状況を踏まえ、かんたん願書作成ソフト自体の煩雑さを解消することはもとより、インターネット出願全体としての手続きを抜本的に改め、中小企業がもっと活用しやすいようにすること。

- (4) 特許料金の一律半減制度と同様の制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること。

2. 中小企業の知財取得を支援する体制強化を

- (1) 2018年知的財産活動調査（特許庁）によると、国内特許出願件数の2015年から2017年の年平均増減率は0.2%減と見込まれるところ、うち情報通信業は業種別で最も高い18.1%増と推計されている。ベンチャー企業を含め情報通信業の知財の取得・活用を一層促進するため、経営に知財を活用することの効能（例えば、新規取引先の開拓、取引価格の適正化、模倣品の阻止、他社との差別化・PR、社内人材の育成等）について好事例を紹介するなど普及啓発に一層取り組むこと。また、事業承継・第二創業を機に、IT化やナレッジマネジメントの推進に取り組む企業が見られることから、知財活用や生産性向上について、それぞれの実態に合ったきめ細かい支援を講じること。
- (2) 外国出願や海外での先行出願の調査を実施することは、外国での販路拡大のための基盤づくりとなるほか、模倣されるリスクを未然に防ぐことにもつながる。こうした観点も踏まえ、外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）については、公募期間の延長、採択企業数の拡大を行うこと。また、本事業並びに各自治体等における国内外の出願支援補助金について、受付は通年で行い、予算確定後、直ちに利用できるようにすること。加えて、海外での先行出願調査について、戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業の活用を中小企業に広く促すこと。
- (3) ベンチャー企業対応スーパー早期審査については、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も対象に含めること。
- (4) ウェブ経由で提供されるデザインや壁に投影された画像、店舗の外観・内装デザインなど、デザインに関する重要性が高まる昨今のビジネスの実態を踏まえ、意匠法改正を早期に実現させること。
- (5) 商標出願について、製品サイクルの早い現代ビジネスにおいては審査期間の短縮は非常に重要な観点であり、加えて急激に増加する中小企業の出願状況を踏まえ、迅速かつ正確な審査体制を構築すること。
- (6) 創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（ベンチャー知財支援基盤整備事業）の実施にあたっては、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も支援を受けられるように対象を拡大すること。

- (7) 複数国への出願に係る優先権書類の電子的交換制度について、意匠・商標への適用や参加国の拡大に向けて取り組むこと。
- (8) 中小企業が研究開発によって技術を創出し、知財を取得、その後、外国出願を行い、さらには国際認証を取得することで、国内外で収益を生み出し、その収益をもとに新たな技術の創出ができるというような、一貫した支援体制や仕組みの構築を検討すること。

3. 税制面等から中小企業の知財取得の後押しを

- (1) 中国における国の補助制度や優れた知財を有する企業への税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること。
- (2) 中小企業の知財の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知財権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すること。
- (3) 平成31年度税制改正において、研究開発税制ではオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の控除率が10%に引き上げられたが、本制度がより広く活用されるために、オープンイノベーション型の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図ること。

IV. 地域中小企業の競争力強化を

わが国の重要課題の一つである地方創生を加速させるためには、地域中小企業の競争力を強化することが最も効果的である。そのためには、中小企業がコンテンツを含めた地域資源の活用や人材育成、国際市場への展開等に積極的に取り組むことができる環境を、わが国として整備することが不可欠である。あわせて、中小企業が知財を経営に活用し、自らの競争力を高めていく意識を醸成することも重要である。以上のことから次の施策を講じられたい。

1. 地域の連携による戦略的な知財活用を

- (1) 地域経済産業局は、各地に設置している知財総合支援窓口を中心に、都道府県等との連携を強化し、知財に係る人材育成（発明、研究開発の奨励・助成、経営者への知財活用の普及啓発等）、弁理士等の専門家活用、外国出願などにおける国や自治体等の最新の支援策をワンポータルに一括して分かり易く紹介し、中小企業が常に活用できるようにすること。
- (2) 特許・意匠・商標・著作権などの知財をどのように組み合わせ、知財ミックスするべきかなど、中小企業が一元的に相談できるような体制を整えること。
- (3) 各地域において産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度を整備すること。（山口大学や徳島大学、東京大学TLOの特許開放モデルの展開）。

- (4) 知財の流通市場や大学TLOは、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の評価・流通を実践しているが、「価値ある知財」が自然に集積する状況には至っていないという調査分析⁸もある。価値ある知財そのものの流通を促すことで、企業がライセンス収入を得て次の投資を行えるようにするとともに、その知財を活用した企業が新たな技術を生み出すためにも、諸外国の例を参考にしながら、知財の流通促進について検討すること。
- (5) オープンイノベーションを促進する観点から、ベンチャー企業の知財戦略構築の実行性を高めることは不可欠であるため、2018年8月に運用を開始した知財アクセラレーションプログラムの活用を推進し、成功事例を発信すること。

2. 地域資源を最大限活用し、新たな需要の創出を

- (1) 地域団体商標について、2018年に初めて開催した「ブランド総選挙」などのイベントを用いながら、その経済効果の分析と、更なる効果向上のための追加的な措置を検討し、実施すること。また、地理的表示保護制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横展開を強力に行うこと。
- (2) 都道府県・市町村が独自で、あるいは地方創生推進交付金等を活用して行う、販売支援に係る助成事業（マーケティング、販路開拓、見本市への出展の補助等）について、都道府県等は地域団体商標や地理的表示を取得した権利者を優先的に採択すること。
- (3) ドイツ（ナイフ）やチェコ（クリスタル）、インド（陶器）など海外では伝統工芸品や地域の工業製品などが地理的表示保護制度の対象となっており、わが国においても非農林水産品まで対象を拡大すること。

3. 中小企業の経営を支える人材の育成を

- (1) デザイン経営について、そのメリットやデザイン経営を実践できる人材の育成方法など、中小企業に分かり易く周知すること。
- (2) 中小企業にとっては権利化のみならず、ビジネスモデルの構築が重要である。経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること。また、中小企業が、知財リテラシーのあるOBを活用できるよう促進すること。
- (3) キャラクターの活用の際に著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域が存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。
- (4) 知的財産管理技能検定の一層の周知を図り、資格取得に向けたカリキュラムを提供するなど、知財管理人材を配置できるよう支援を行うこと。
- (5) 2018年度より既存の4地域に加え、新たな4地域においても地域コンソーシアムを立ち上げ、知財創造教育の実践事例の収集やヒアリングによる現状の把握、課題等の整理が行われることとなった。少年少女発明クラブの活動を含め、小中

⁸ 諸外国における知財価値の評価に関する調査研究報告書（2018年2月）

高等学校からの知財教育を引き続き全国において展開するとともに、こうした知財教育を推進する人材育成について、強力に推進すること。

4. 国際競争力強化に向けた認証の活用促進を

- (1) 中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担は大きく、海外展開を躊躇する要因の一つとなっていることから、一部の自治体では、その地域の中小企業を対象に助成制度を設けている。政府は、全国の中小企業が国際認証（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設すること。
- (2) ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、相手国政府を巻き込み、各国間の規格・基準など規制の統一や調和をより一層推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準など規制の相互承認を推進すること。
- (3) 地方の中小企業へ標準化を普及させるために、東京など主要都市で行われている説明会をインターネットで配信すること。

V. わが国コンテンツ産業の成長加速を

わが国のコンテンツ市場規模（2017年）は、1兆2千4百85.9億円⁹と6年連続でプラス成長を続けているものの、ほぼ横ばい傾向となっている。一方で、世界のコンテンツ市場規模（日本を除く）は、アジアを中心に市場が拡大し、2022年には約8兆1千億円¹⁰となる見込みとなっている。わが国コンテンツ産業の成長を加速させるためには、官民連携を強力に推進し、積極的に海外市場・新市場を開拓していくことが不可欠である。こうした観点から、映画産業において2018年5月に「日中映画共同製作協定」に署名がされたことは、大変前向きな進歩である。一方、日本国内においては、模倣品や海賊版等の著作権侵害コンテンツへの対策など、引き続き取り組むべき課題が残っている。こうした状況を踏まえながら、わが国のコンテンツ産業の更なる発展のために、次の施策が必要と考える。

1. 官民連携による海外市場・新市場の開拓を

- (1) 新興国等では海外のコンテンツに対し規制等を設けているところがあり、わが国コンテンツ産業による事業活動を困難にしている。政府は、各国における規制等の動向について、迅速に情報収集・提供するとともに、各国政府に対し、当該規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること。
- (2) 政府は、国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要

⁹ デジタルコンテンツ白書 2018

¹⁰ 経済産業省「平成29年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業におけるコンテンツ分野の海外市場規模調査」

創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）事業等について、引き続き連携強化を図ること。

- (3) コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金については、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間を大幅に拡大すること。
- (4) コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行うため、政府は分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、及び著作権をはじめとする知財権ごとの海外との収支等の統計を整備すること。

2. 正規コンテンツの流通を促進し、適切なコンテンツ創作環境の構築を

- (1) 海賊版と知りながら著作権者に無断で漫画や小説など静止画をダウンロードする行為や、海賊版サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトの取締り強化に向け、政府における議論を踏まえるとともに、産業界とも連携し、法制面・技術面など多様な対策が早急に求められる。一方、過剰な規制によって利用者を萎縮させないように留意しながらも、著作権の侵害を抑止できるような、実効性のある環境整備に向けて取り組むこと。
- (2) 放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等について周知啓発を強化すること。あわせて、制作会社がフリーランスの制作者を雇っている場合には独占禁止法（優越的地位の濫用）に抵触しないように周知するなど、コンテンツ制作現場に適切な利益が還元されるよう取引環境を整備すること。
- (3) 2020年に本格稼働を予定している「ジャパンサーチ」について、2019年1月からの試験運用を踏まえ、中小企業にとっても使いやすいように適切な運用を行うこと。
- (4) 2019年1月に施行された柔軟な権利制限規定が盛り込まれた改正著作権法について、わかりやすいガイドラインを制定し、幅広く周知を行うこと。また、改正後も国内外の情勢や運用状況等を調査・分析し、制度の在り方について適宜見直しを行うこと。

以 上